

+ + + + + + + + + + + + + + + + + + +

ベ イ リ ー フ 通 信

+ + + + + + + + + + + + + + + + + + +

2025 年 4 月 20 日号



★CONTENTS★

★ ニュース・トピックス ***** **page 2**

直近の労働・社会関連記事一覧

★ 雇用保険の改正点と新保険料 ***** **page 3**

2025 年 4 月からの雇用保険

★ 労務管理上のQ&A **こんな時あんな時** ***** **page 4**

忙しさを理由に健康診断を受けない社員は

★ベイリーフの庭から（編集後記）***** **page 4**

★ニュース・ラインアップ★

直近の労働新聞の記事をポイント掲載いたしました。



1. 福祉事業場 善加算含めず割増計算 (2025/03/17)

福井・敦賀労働基準監督署(野崎清隆署長)は、令和5~6年度に監督指導を実施した社会福祉事業場の78%で労働関係法令の違反を確認したことから、管内の社会福祉事業者に労務管理の見直しを呼び掛けている。時間外労働などに対する割増賃金を計算する際、算定基礎に処遇改善加算に基づく手当を含めていない事案が多発しているという。労働時間管理が不適正な事案も少なくなく、従業員の出勤日だけを確認し、出退勤時刻を把握していないケースがあった。

2. フルタイム男性 ピーク時 44.4 万円に (2025/04/07)

厚生労働省の「令和6年賃金構造基本統計調査」によると、一般労働者・男性のピーク時賃金は55~59歳44.4万円だった。企業規模別では1000人以上の大企業が51.4万円、100人未満の小企業では36.6万円となり、14.8万円の差が付いている。管理職賃金は3~6%台の伸びを示し、課長級では男性4.3%増の52.2万円、女性が6.3%増の45.8万円となっている。

3. 運送業 運行を虚偽報告し送検 (2025/04/14)

鹿児島労働基準監督署(池濱輝生署長)は、令和5年10月の定期監督時に虚偽の内容を記載した帳簿書類を提出したとして、トラック運送業の(有)セーフティ・Jライン(鹿児島県鹿児島市)と同社代表取締役を労働基準法第101条(労働基準監督官の権限)違反の疑いで鹿児島区検に書類送検した。同社は実際の運行状況を記録した後、運行時間が長いドライバーがいないように見せるため、運行回数が多いドライバーの運行記録の一部を他のドライバーに付け替えていた。普段から修正が可能な“消せるボールペン”を使用していたが、改ざんの跡が残っていた。

4. 大卒・男性は初任給 25.1 万円 (2025/04/14)

厚生労働省の「令和6年賃金構造基本統計調査」によると、大卒・男性の初任給(通勤手当込み)は25.1万円だった。3年連続で増加し、前年に続き4.6%増と大きく伸びている。企業規模別では、大企業が26.0万円、中企業が24.6万円、小企業が23.9万円だった。中・小企業が前年比8200~9300円増だったのに対し、大企業は1.5万円伸び、大企業と小企業の規模間格差は2.1万円に拡大した。都道府県ごとの平均額は東京25.4万円、大阪25.0万円、愛知25.9万円などとなり、17地域で25万円を超えている。

★雇用保険の改正点と新保険料★

2025 年 4 月からの雇用保険

- 高年齢雇用継続給付の見直し
賃金の最大 15%であった給付率が最大 10%に縮小されます。
- 自己都合離職者の給付制限の見直し
自己都合で離職した場合の給付制限期間が、給付制限期間が
2 ヶ月から 1 ヶ月へ短縮されます
- 育児休業給付の給付率引上げ
育児休業給付の給付率が引き上げられ、育児休業給付金と合わせて
給付率が 80%となります。
- 育児時短就業給付の創設
2 歳未満の子を養育するために、時短勤務をしている人に給付金が
支給されます。時短勤務中に支払われた賃金全額の 10%が支給されます。

<令和7年度の雇用保険料率>

(赤字は変更部分)

| 事業の種類 | 負担者 | | 事業主負担 | | ①+②
雇用保険料率 |
|-------------------|---|-----------------|---------------------------|------------------|-------------------|
| | ①
労働者負担
(失業等給付・
育児休業給付の
保険料率のみ) | | 失業等給付・
育児休業給付の
保険料率 | 雇用保険二事業
の保険料率 | |
| 一般の事業 | 5.5/1,000 | 9/1,000 | 5.5/1,000 | 3.5/1,000 | 14.5/1,000 |
| (令和6年度) | 6/1,000 | 9.5/1,000 | 6/1,000 | 3.5/1,000 | 15.5/1,000 |
| 農林水産・※
清酒製造の事業 | 6.5/1,000 | 10/1,000 | 6.5/1,000 | 3.5/1,000 | 16.5/1,000 |
| (令和6年度) | 7/1,000 | 10.5/1,000 | 7/1,000 | 3.5/1,000 | 17.5/1,000 |
| 建設の事業 | 6.5/1,000 | 11/1,000 | 6.5/1,000 | 4.5/1,000 | 17.5/1,000 |
| (令和6年度) | 7/1,000 | 11.5/1,000 | 7/1,000 | 4.5/1,000 | 18.5/1,000 |

(枠内の下段は令和5年4月～令和6年3月の雇用保険料率)

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

雇用保険についてのご相談お気軽にどうぞ。

ベイリーフ労務管理事務所

043-222-5337

★ 労務管理上のQ&A こんな時あんな時 ★

第161回

忙しさを理由に健康診断を受けない社員は？

Q、当社では忙しさを理由に会社が行う健康診断をなかなか受けない社員がおります。強制するべきでしょうか？

A、健康診断を受けるのは従業員の義務であり、会社は従業員には絶対に健康診断を受けさせなければなりません。



従業員が拒否していた、予定通りに受けてくれなかったという事情があったとしても健康診断を受けさせなければ違法となります。

労働安全衛生法第66条1項では、「事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による健康診断を行わなければならない」と定めています。

同法第120条では、これらの義務を怠った場合「50万円以下の罰金に処する」としています。

健康診断を拒否する従業員には、健康診断は任意ではなく義務であること、受けさせなければ会社が違法行為をしているとみなされるということを伝えましょう。

★ベイリーフの庭から★

・ ・ ・ 編 集 後 記 ・ ・ ・

4月も後半、桜の時期も過ぎそろそろまたあの暑い季節がきますね。

温暖化は待ったなしで進んできます。春の日のあのすがすがしいと感じられる日は数えるほど極端に暑かったり寒かったり生きていくのも大変です。

微力なこととは思いますが、なるべく地球に負荷をかけない気持ちが大事ですね。

・ ・ 発行・制作



ベイリーフ労務管理事務所

〒260-0853

千葉市中央区葛城3-7-30

TEL 043-222-5337 FAX 043-225-1317

E-mail office.bayleaf@gmail.com

<https://www.officebayleaf.com>